

人が集まる施設の安全を確保したい

No.7

国土交通省

補助金等

(開始年度)平成24年度

支援の名称	主要駅周辺等における帰宅困難者対策 (都市安全確保促進事業)
制度の趣旨・背景	大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続を図ります。
制度の内容	<p>計画作成及び計画に基づくソフト・ハード両面の取組に対して国が支援します。</p> <p>■補助率</p> <p>1. 都市再生安全確保計画・エリア防災計画の作成 補助率：1/2</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象地域のうち【特に緊急性が高い地域（1日あたりの乗降客数が30万人以上の主要駅周辺の地域）】については、計画に定量的な目標値及び目標期限を記載するものに限り、補助率を2/3に嵩上げ（平成30年度末まで）等 <p>2. ソフト対策（避難訓練、情報伝達ルール、備蓄ルールの確立等） 補助率：1/2</p> <p>3. ハード対策（自治体又は官民協議会による備蓄倉庫、情報伝達施設、非常用発電設備の整備等） 補助率：1/3</p> <p>■対象事業</p> <p>1. コア事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 都市再生安全確保計画又はエリア防災計画の作成 都市再生安全確保計画又はエリア防災計画に係るコーディネート活動 都市再生安全確保計画又はエリア防災計画に記載されたソフト事業 <p>2. 附帯事業</p> <p>都市再生安全確保計画又はエリア防災計画※に記載された退避経路、退避施設、備蓄倉庫その他の施設の整備</p> <p>※都市再生安全確保計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ：都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会により作成される大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な退避経路、退避施設、備蓄倉庫その他の施設の整備等に関する計画 エリア防災計画 ：1日あたりの乗降客数が30万人以上の主要駅周辺において、帰宅困難者対策協議会により作成される都市再生安全確保計画に準じた計画
対象となる方	地方公共団体のほか、鉄道会社などの民間事業者、都市再生推進法人（計画素案の策定のみ対象）
問い合わせ先など	<p>国土交通省 都市局 まちづくり推進課 TEL：03-5253-8111（内線 32-563）</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市再生安全確保計画制度 http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000049.html